

三好市入札・契約情報公表要綱 新旧対照表（平成29年4月1日以降適用）

改正前	改正後
<p>(入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項の公表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 契約担当者は、競争入札(一般競争入札及び公募型指名競争入札を除く。)を行うときは、指名通知後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札・契約情報公表一覧(様式第2号)により当該事項を公表するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 入札参加者名</u></p> <p><u>(6) 指名競争入札におけるその者を指名した理由</u></p> <p><u>(7) 設計価格及び予定価格</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(入札及び契約の過程並びに契約内容に関する事項の公表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 契約担当者は、競争入札(一般競争入札及び公募型指名競争入札を除く。)を行うときは、指名通知後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札・契約情報公表一覧(様式第2号)により当該事項を公表するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 設計価格</u></p> <p>3～6 略</p>